第九・三条　市場アクセス
第九・四条　内国民待遇
第九・五条　最恵国待遇
第九・六条　現地における拠点
第九・七条　適合しない措置
第九・八条　国内規制
第九・九条　承認
第九・十条　独占及び排他的なサービス提供者
第九・十一条　補助金
第九・十二条　支払及び資金の移転
第九・十三条　国際収支の擁護のための制限
第九・十四条　利益の否認
第九・十五条　サービスの貿易に関する小委員会
第十章　電気通信サービス
第十・一条　適用範囲
第十・二条　定義
第十・三条　アクセス及び利用
第十・四条　海底ケーブル
第十・五条　番号ポータビリティ
第十・六条　ダイヤリング・パリティ
第十・七条　競争条件の確保のためのセーフガード
第十・八条　主要なサービス提供者による待遇
第十・九条　再販売
第十・十条　相互接続
第十・十一条　ネットワーク構成要素の細分化
第十・十二条　専用回線によるサービスの提供及び価格
第十・十三条　コロケーション
第十・十四条　設備へのアクセス
第十・十五条　独立の電気通信規制機関
第十・十六条　ユニバーサル・サービス
第十・十七条　免許の手続
第十・十八条　希少な資源の分配及び利用
第十・十九条　透明性
第十・二十条　要求されていない電子メッセージ
第十・二十一条　電気通信に関する紛争解決
第十・二十二条　電気通信に関する小委員会
第十・二十三条　国際機関との関係
第十一章　金融サービス
第十一・一条　適用範囲
第十一・二条　定義
第十一・三条　新たな金融サービス
第十一・四条　国内規制
第十一・五条　承認
第十一・六条　情報の移転及び処理
第十一・七条　規制に関する透明性
第十一・八条　自主規制団体
第十一・九条　支払及び清算の制度
第十一・十条　金融サービスに関する小委員会
第十一・十一条　協議
第十一・十二条　紛争解決
第十二章　自然人の移動
第十二・一条　適用範囲
第十二・二条　定義
第十二・三条　特定の約束
第十二・四条　透明性
第十二・五条　自然人の移動に関する要件及び手続
第十二・六条　紛争解決
第十三章　電子商取引
第十三・一条　基本原則
第十三・二条　定義
第十三・三条　関税
第十三・四条　デジタル・プロダクトの無差別待遇
第十三・五条　国内規制
第十三・六条　電子署名
第十三・七条　消費者の保護
第十三・八条　個人情報の保護
第十三・九条　貿易実務に係る文書の電子化
第十三・十条　協力
第十四章　投資
第十四・一条　適用範囲
第十四・二条　定義
第十四・三条　内国民待遇
第十四・四条　最恵国待遇
第十四・五条　待遇に関する最低基準
第十四・六条　裁判所の裁判を受ける権利
第十四・七条　特別な手続及び情報の要求
第十四・八条　経営幹部及び取締役会
第十四・九条　特定措置の履行要求の禁止
第十四・十条　適合しない措置及び例外
第十四・十一条　収用及び補償
第十四・十二条　争乱の際の待遇
第十四・十三条　資金の移転
第十四・十四条　代位
第十四・十五条　一般的例外
第十四・十六条　一時的なセーフガード措置
第十四・十七条　利益の否認
第十四・十八条　投資に関する小委員会
第十四・十九条　見直し